

外国特許トピックス

2018年10月
特許業務法人 志賀国際特許事務所
外国事務部 加藤基志

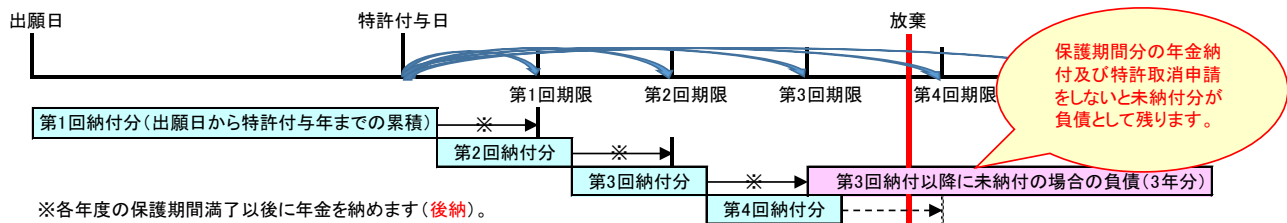
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
外国特許出願に関し、最近のトピックス等をお知らせいたします。

インドネシア特許 未納年金に関する庁通知

インドネシア特許庁が 2018 年 8 月 16 日付で未納年金に関する通知を発行しました。この通知は現行法(2016 年 8 月 26 日施行)の前の法律(以下、旧法)で定められた年金納付問題を解決するためのもので、旧法下での年金納付制度を前提に理解する必要があります。そこで、今回はインドネシア特許の未納年金について旧法と現行法を織り交ぜて紹介いたします。

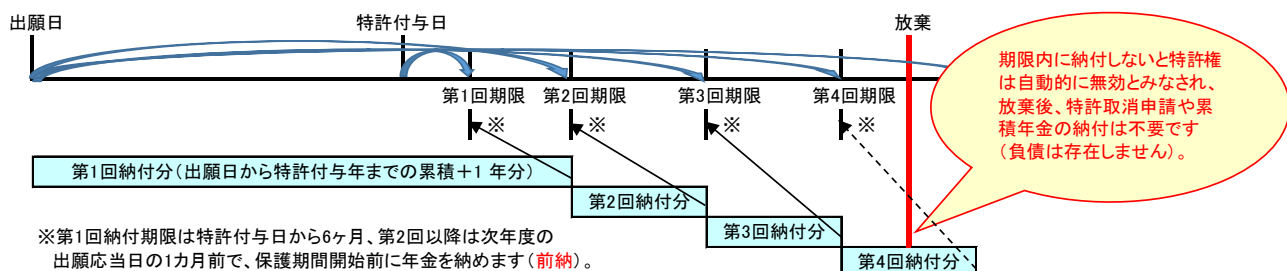
1. 旧法(No.14/2001)下の年金制度

多くの国で保護期間の前に年金を納付する「前納」を採用していますが、インドネシアの旧法下では、出願日から特許付与年までの累積年金を特許付与日から 1 年以内に、以後は毎年特許付与応当日までに納付する、すなわち「後納」を採用していました(旧法 114 条)。そして、期限内に納付しなくとも特許権は 3 年間存続します(未納付から 3 年目の納付期限日に特許庁により取消宣言されます)が(旧法 88 条、旧法 115 条)、特許庁の取消宣言により特許無効となるまでの年金は**特許権者によって支払われるべき負債として残る**ため(下記ピンク色部分)、特許権を放棄する場合は負債が残らないように保護期間を考慮して年金納付をした上で、**特許取消申請を行う必要があります**。



2. 現行法(No.13/2016)下の年金制度

出願日から特許付与年までの年数とそのさらにプラス 1 年分の累積年金を特許付与日から 6 ヶ月以内に納付し、以後は毎年次の出願応当日の 1 ヶ月前までに納付する(現行法 126 条)、すなわち「前納」となります。そして、期間延長申請なしに期限内に年金納付を行わなかった場合は、特許権は自動的に無効とみなされます(現行法 128 条 1 項)。**旧法と異なり、特許権を放棄するにあたり特許取消の申請や累積年金の納付は不要になります(負債は存在しません)**。



3. 2018 年 8 月 16 日付の未納年金に関する通知

本通知の内容は、未納年金がある特許権利者に対してインドネシア特許庁が旧法 88 条及び旧法 115 条の規定により発生した未納年金を本通知発行日から 6 ヶ月以内に納付するよう要求し、**この納付が行われるまでは当該権利者による新規特許出願を認めない**というものです。

1. で記載した旧法が適用される特許案件の年金(現行法実施前に納付期限日を徒過していた年金や、現行法への移行期間中に納付しなければならなかった年金)が未納年金として残存しており、インドネシア特許庁はその解消目的で通知発行に至ったと思われます。本通知の詳細を現地代理人(インドネシアの複数事務所)に確認しましたところ、以下の回答がありました。

- ①旧法年金制度下での未納年金の納付期限は **2019 年 2 月 16 日** である。
- ②未納年金がある特許権利者を共願人とする共同出願も認められない。
- ③認められない出願は、パリルートや PCT 国内移行による新規出願のほか、係属中の出願からの分割出願も含む。

4. 具体例

出願日が2005年2月8日、特許付与日が2010年5月31日の場合における各年次の年金納付期限日と、どのような条件下で未納年金となるかを検討いたします。

[各年次の保護期間と年金納付期限]

年次	保護期間	納付期限日
1-6	2005年2月8日～2011年2月7日	2011年5月30日(旧法)
7	2011年2月8日～2012年2月7日	2012年5月31日(旧法)
8	2012年2月8日～2013年2月7日	2013年5月31日(旧法)
9	2013年2月8日～2014年2月7日	2014年5月31日(旧法)
10	2014年2月8日～2015年2月7日	2015年5月31日(旧法)
11	2015年2月8日～2016年2月7日	2016年5月31日(旧法)
12	2016年2月8日～2017年2月7日	2016年12月30日(※)
13	2017年2月8日～2018年2月7日	2017年1月8日(新法)
14	2018年2月8日～2019年2月7日	2018年1月8日(新法)

※12年次の納付期限日は、旧法では2017年5月31日となりますが、この年次の保護期間に新法が施行され(2016年8月26日)、新法適用により2016年1月8日が納付期限とされました。しかし、これに従うと新法施行前に納付期限が経過していることとなるので、インドネシア特許庁は、新法への移行期間として2016年12月30日までに納付するよう通知を発行しました。

[未納年金の有無]

	条件	未納年金
①	7年次まで納付し、8年次以降納付せず。特許取消申請の提出なし。	8～10年次
②	7年次まで納付し、8年次保護期間中に特許取消を申請。8年次分は納付せず。	8年次
③	7年次保護期間中に特許取消を申請し、7年次分を納付。	発生せず
④	11年次まで納付し、移行期間中に12年次分を納付せず。	12年次
⑤	12年次まで納付し、13年次以降納付せず。	発生せず(※)

※13年次以降は新法による納付期限が新法発効(2016年8月26日)の後に到来するため、特許取消申請をせずに年金不納により放置した場合でも、今回問題になっている未納年金(負債)は発生しません。

5. 弊所コメント

今後、インドネシアに出願をご予定されている場合、新規出願が受理されないという事態を避けるため、年金を納付せず放棄したインドネシア特許において、上記のような旧法下での未納年金がないかをご確認ください。特に、特許取消申請を行っていない場合は未納年金が存在する可能性が高いため注意が必要です。

以上